

西東京市ワークライフバランス推進労使宣言

～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～

西東京市ではこの合言葉のもとに、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を図ることができる環境整備に取り組んでいます。

誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を目指して取り組みをすすめます。

そのためここに、ワークライフバランスの推進を労使で宣言します。

(宣言)

- 1 西東京市特定事業主行動計画に基づき、職場におけるワークライフバランス理念の普及を目指し、労使を含めた協議の場を設定し、計画の遂行や問題の解決に努めます。
- 2 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。
 - (1) 長時間の時間外勤務の縮減、時間外勤務時間の職場格差・個人格差を改善します。
 - (2) 制度等の取得促進と、利用のしやすさについての職場格差を改善します。
 - (3) 仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に生かすことのできる人材育成を目指します。
- 3 制度の整備と周知及び利用の推進を行います。
 - (1) 多様な働き方を選択できる制度の充実を行います。
 - (2) 制度の周知及び取得促進のためわかりやすい解説を作り、研修や庁内 Web または個々の職員へのプラン作成、個別説明等によりワークライフバランス理念を浸透させ意識改革を促します。
 - (3) 制度の中でも特に、育児休業と部分休業の取得促進のため、制度利用対象者だけでなく、全職員に制度の内容、利用方法を周知し、職場における理解を促します。
 - (4) 男性の育児休業取得に向け、男性職員、その所属長および職場へ働きかけを行います。
 - (5) 介護休暇等の介護に関する制度について、周知及び利用促進を行います。
 - (6) 制度利用者の補充のために、代替職員の確保や人事的配慮を行います。
- 4 市民全体へ、そして社会全体へワークライフバランス理念の普及を目指します。
 - (1) 職員一人ひとりが、市内の企業・団体、そして市民の牽引役となるという意識を持ち、その役割を果たすよう取り組みをすすめていきます。
 - (2) 西東京市が目指すワークライフバランスの実現を市民とともに、市民全体へ、そして社会全体へ広げるよう、働きかけをします。

2010年 3月 31日

西東京市長

坂口光昭

自治労西東京市職員労働組合

後藤紀行

自治労西東京市学童クラブユニオン

飯塚正基

労使宣言までの軌跡

平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。我が国で急速に進む少子化、大きく変化する家庭及び地域を取り巻く環境の中、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主、そして国民が一体となって社会を挙げて取り組んでいくために作られた法律です。

この法律に基づき、平成 17 年 4 月、西東京市の職員（嘱託員を含む。）と市立小・中学校に勤務する都費負担教職員を対象とした西東京市特定事業主行動計画を策定し、さまざまなプランによって、職員一人ひとりがワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図ることができるよう環境整備に取り組んできました。この計画では、子どもを持つ人、持たない人、あるいは結婚している人、結婚していない人など、いろいろな職員が、仕事にも子育てにも喜びが見いだせる職場、お互いに助け合い支え合う職場、誰もが生き生きと働くことができる職場を目指した環境づくりのため、まずは気づいた人が、できることから始めようと、～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～を合言葉に掲げています。そしてその取組みが、西東京市における企業・団体の牽引役となるように、さらには社会全体の次世代育成支援対策の担い手としての責任を果たすことにつながることを信じて計画は動きだしました。

計画の策定、進捗等について労使を含めた西東京市特定事業主行動計画策定等検討委員会及び西東京市特定事業主行動計画策定等調査研究部会を継続的に開催して協議し、これらの委員会または部会において問題解決や計画の遂行を行っています。

計画スタート時から、様々な取り組みを行ってきました。まずはなぜこのような法律が制定され、この計画が必要なのか、この計画の達成点にある職場～社会はどういったものなのかを、研修や庁内 Web 等で周知し、ワークライフバランス理念を浸透させ意識改革に取り組みました。

各種制度の利用の推進を図るため、職員の子育てをサポートする制度を解説した「管理職の手引書」を作成しました。職員や職員の配偶者の妊娠出産時や復職時には、職員課が個別にプランを作成し、職員とその所属長に説明を行うことにより職場環境の整備を行い、管理職が職員への制度の説明を行うことができるようにし、利用の促進をはかっています。また、庁内 Web 等にも制度の説明や利用者の体験談等を随時掲載しています。

そして、西東京市特定事業主行動計画策定等調査研究部会の部会員が、子育てサポーターとして各職場において職員の相談相手、支え役を担っています。

しかし、こうした取り組みの中、ここ数年の間にも、社会は大きく変化し、少子高齢化はますます進み、問題は深刻化しています。社会の流れや社会的要求を的確に捉えて対応することが必要とされています。

子どもたちの健やかな育成のため、地方自治体の職員であるわれわれが率先してワークライフバランスの実現に向け、職場環境の整備を行い、ワークライフバランス理念を普及し、さらに市民のワークライフバランス理念の浸透へ視点をシフトさせ、市民全体、社会全体のワークライフバランスの実現を目指していきます。そして市民とともに生活者の視点に立った協働のまちづくりを進めていきます。

私たちは、誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、経済的自立のもとに安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を実現するために、ワークライフバランスの実現を目指して、これまで行ってきた西東京市特定事業主行動計画のプランの推進や新たな取組みの他、市の掲げる他の計画や方針に関連づけて取り組みをすすめていきます。